

本庁各部局等の長
医療局長及び企業局長
各広域振興局長
議会、監査委員及び各委員会の事務部局の長

} 様

復興防災部長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限に係る留意事項等について

このことについて、内閣官房から令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、今後の催物の開催について連絡がありましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、市町村には別途、通知済みであることを申し添えます。

記

1 イベントの開催にかかる制限緩和について

(1) 制限緩和の内容

感染防止安全計画の提出により、参加人数※1、000 人超かつ収容率※250%超でのイベント開催が可能となります。

※1 原則、一時点における最大人数。時点人数の把握が難しい場合は延べ人数で判断。

※2 収容定員のない会場について、人と人との距離を十分に確保（できるだけ 2m、最低 1m）できる場合は収容率 50%以内と判断する。

(2) 制限緩和を受ける条件

制限の緩和を受けようとする場合は、以下の資料をイベントの前後に提出願います。

- ① 感染防止安全計画（別紙 1）[開催 2 週間前までに提出]
- ② イベント結果報告フォーム（別紙 2）[開催 2 週間後までに提出]

2 県への事前相談について

今後のイベントについて、県への事前相談は不要となります。ただし、イベント主催者等において、感染防止策チェックリスト（別紙 3）を自身のホームページ、SNS もしくはイベント会場等で公表いただくよう事業者及び関係機関へ周知願います。

また、イベントにおいて、クラスターの発生や基本的対策の不徹底等の問題が発生した場合については、従前どおりイベント結果報告フォームの提出が必要となります。

別紙 1 感染防止安全計画

別紙 2 イベント結果報告フォーム

別紙 3 感染防止策チェックリスト

参考 1 【イベント開催フロー図】 イベント等の開催制限について

参考 2 内閣官房事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（写）

参考 3 内閣官房事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（写）

参考 4 市町村通知（写）

【問い合わせ先】

復興危機管理室

019-651-3111（内線 6928）担当：佐山、森